

配膳補助員勤務内容について

※ 配膳補助員の選考方法は登録者から選考します。

雇用期間	・給食配膳員の欠員の補充が必要とされる日 ・教育委員会が指定する日
勤務時間	・1日5時間：原則8：30～14：30（休憩1H） ・1日3.5時間：原則9：30～13：30（休憩30分） ・1日3時間：原則10：00～13：30（休憩30分） ※休憩時間は無給です。 ※勤務場所により時間が前後する場合があります。
基本給	時給950円（地域手当を含む） ・5時間当たり：4,750円 ・3.5時間当たり：3,325円 ・3時間当たり：2,850円
通勤手当	距離に応じて支給する場合があります。☑本市全体の制度に準じる。
期末手当	無
退職手当	無
支給日	翌月21日
健康保険・年金	無
雇用保険	無
労災保険	加入

【注意事項】

■ 応募資格について

・次の各号のいずれかに該当する人は申込できません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- ①禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・外国籍の人も申込みできます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

■ 服務について

会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分の対象になります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。